

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による 認証基準 (Ver.1.0) 概要 (平成21年3月18日策定)

認証基準 策定の背景

→ カーボン・オフセットを推進するにあたり、2008年2月に環境省が作成した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」でいくつかの課題が挙げられ、それを解決する一つの策として、第三者認証とラベリングの必要性が指摘されている。

認証基準 策定の目的

→ カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資するため、環境省指針に基づき、さまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築すること。

認証基準の 位置づけ

→ 申請者が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受けるためにはどのような条件を満たすべきかを示す基準。同時に、認証を行う機関が認証を実施したり、その手続きを整備したりするための基準ともなる。

認証基準の 適用範囲

→ 「カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが特に重要である」とされた市場流通型の取組を対象とする。原則として申請者が自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受ける場合を適用範囲とするが、取組のうち一部を第三者に委託している場合でも認証対象とする。

認証基準の基本的考え方

認証要件

① 排出量の認識、② 削減努力の実施、③ オフセットに用いるクレジット調達等、④ 排出量の埋め合わせ、⑤ 情報提供

認証区分

I-1 商品使用・サービス利用オフセット

例① カーボン・オフセット飲料

【製造業者が、製造時のCO₂排出量をオフセットし、販売】

【流通業者が、輸送時のCO₂排出量をオフセットし、販売】

例②カーボン・オフセット自動車

【リース会社が、使用時のCO₂排出量をオフセットし、販売】

I-2 会議・イベント開催オフセット

例③カーボン・オフセット会議

【会議主催者が、会議におけるCO₂をオフセットし、ウェブサイトにて公表】

I-3 自己活動オフセット

例④自社内環境取組

【取組の実施者が、削減が困難な自社ビルからのCO₂排出量をオフセット】

II 自己活動オフセット支援

例⑤クレジット付き飲料

【製造業者、卸売業者、小売業者が、飲料1本につきクレジット1kgが付いている商品を販売し、消費者一人あたり1kgのCO₂排出量をオフセットするとして販売】

認証のタイミングと適用要件

カーボン・オフセットの取組は、排出量の埋め合わせが完了した段階で最終的には確認が可能となるものであるが、消費者の選択に寄与するものとするため、オフセットを予定している事前段階でも認証することとする。(事前認証時及び事後確認時に適用される認証要件: 第三者認証基準P7を参照)

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準

認証要件	基準内容	共通	I-1	I-2	I-3	II	
排出量の認識	算定範囲(バウンダリ)	○					
	排出量の算定方法	算定レベル	○				
		算定式	○				
		算定方法、各種データの収集方法等の記録、妥当性の検証	○				
		排出係数と活動量の信頼性	○				
		採用したデータ、算定方法に基づく正しい算定	○				
	オフセット量の設定	○					
算定範囲、算定排出量についての情報提供	※					○	
削減努力の実施	申請者自身の排出量の削減取組	○			●		
	対象活動に係る排出量の削減取組		○	○	○		
	消費者に対する排出量の削減努力の促進に関する取組		○	○		○	
オフセットに用いるクレジット調達等	クレジットの種類	○					
	クレジットの調達に係る契約	○					
排出量の埋め合わせ	排出量とオフセット量の対応	○					
	オフセット量と調達したクレジットとの対応	○					
	クレジットの無効化の方法	○					
情報提供	情報提供ガイドラインに則った情報提供	○					
	情報提供の内容	○					
	カーボン・オフセットを行ったと主張できる主体の特定及びその情報提供		○	○			

○: 認証基準の設定あり

●: 共通の認証基準に対して追加項目あり

※: 算定範囲、算定排出量についての情報提供は「情報提供ガイドラインに則った情報提供」において求められている。

I-1: 商品使用・サービス利用オフセット

I-2: 会議・イベント開催オフセット

I-3: 自己活動オフセット

II: 自己活動オフセット支援

参考ガイドライン・ウェブサイト

<カーボン・オフセット関連ガイドライン>

◆「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf

◆「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12336&hou_id=10347

◆「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.1.0)」

<http://www.j-cof.org/document/GHGguideline-ver.1.pdf>

<カーボン・オフセット関連情報>

◆環境省HP カーボン・オフセット http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

◆カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) <http://www.j-cof.org>

(カーボン・オフセットに関するFAQ -Ver1.0 <http://www.j-cof.org/knowledgepool/faq.html> 等)

◆カーボン・オフセットに係る第三者認証・ラベリングについて <http://www.4cj.org/label.html>

◆あんしんプロバイダー制度について <http://www.4cj.org/provider.html>

◆オフセット・クレジット(J-VER)制度について <http://www.4cj.org/jver.html>

環境省

カーボン・オフセットに関するご意見、ご質問は
 カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) ヘルプデスクまで
 (社)海外環境協力センター(OECC)内
 〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-8 芝公園アネックス7階
 E-mail: info@j-cof.org TEL: 03-5776-0402